

馬主登録の要件等について

■日本中央競馬会

日本中央競馬会が行う馬主登録は、競馬法および同施行規則に基づき、審査機関が厳格な審査を行っております。馬主登録にあたっての主な要件は以下のとおり(内容は平成14年4月付)です。

1. 個人馬主登録

- 1) 日本中央競馬施行規定第8条第1号～第12号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
- 2) 過去2か年の所得金額がいずれも1,800万円以上あること。
※ 所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得(地方競馬賞金等)は含みません。
- 3) 資産の額が9,000万円以上あること。
※ 資産に含まれるのは、ご本人名義の不動産、預貯金、有価証券(投資信託、債権等を含む)です。なお、保険証券、ゴルフ会員権、書画骨董品等は資産には含みませんのでご注意ください。

2. 法人馬主登録

- 1) 法人について
 - ①資本金または出資の額が1,000万円以上であること。
※ 法人の財務内容(過去2年の決算等)も審査の対象になります。
- 2) 代表者について
 - ①行規定第8条1号～第12号に定める事項のいずれにも該当しないこと。
 - ②請法人の代表権を持つ役員であること。
 - ③申請法人の資本金又は出身の額の50%以上を出資していること。
 - ④過去2か年の所得金額がいずれも1,800万円以上あること。
 - ⑤資産の額が9,000万円以上であること。
 - ⑥既に中央競馬の個人馬主であること。
※ 法人馬主登録後、個人馬主登録は抹消となります。
- 3) 代表以外の役員について
 - ①施行規定第8条第13号に定める事項に該当しないこと。

3. 組合の馬主登録

- 1) 組合員数が3名以上10名以下であること。
- 2) 組合員全員が施行規定第8条第15号に定める事項に該当しないこと。
- 3) 組合員全員の所得金額が1,000万円以上であること。
※ 組合員が軽種馬生産者と認められる場合の所得金額は750万円以上となります。
※ 所得金額には、一時的な所得および競馬に関する所得(地方競馬賞金等)は含みません。
- 4) 組合財産として1,000万円以上の預貯金があること。
※ 預貯金は組合名義(代表者名併記)のものがが必要です。また、組合財産に対する各組合員の出資比率は、10%以上50%未満でなければなりません。
- 5) 組合員のうちに、法人・個人馬主・法人馬主の代表者又は他の組合馬主の組合員が含まれていないこと。
- 6) 代表者1名が特定されていること。
- 7) 組合契約(組合の意思決定・出資その他の経費負担・組合財産の管理・損益の分配等について定めたもの)が、農林水産省及び日本中央競馬会の定める基準に適合していること。
※ 別途「組合契約」を提出していただきます。

【参考】組合馬主とは、競走馬を共同で所有し中央競馬に出走させることを唯一の目的とする契約を結んだ、特定少数の個人の集まりです。一般的な組合には農業共同組合、健康保険組合等がありますが、これらの組合はそれぞれが特別な法律等に基づいており、法人格があります。一方、馬主登録の対象となる組合とは民法に定める組合のことであり、法人格は必要ありません。なお、登録馬主は「組合」であり、個人の組合員を馬主登録するものではありませんのでご注意ください。

※ 馬主登録の審査は年3回(4月・7月・11月)行われます。各々の審査について申請の締切日(概ね審査の3～4ヶ月前)が設定されています。具体的な締切日、申請に関するお問合せについては、下記までお願い致します。

中央競馬会競馬施行規定(抜粋)

(登録の拒否)

第8条 馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- 1) 成年被後見人、被保佐及び破産者で復権を得ない者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- 4) 競馬法施行令第14条第1項第4号(第17条の7において準用する場合を含む)の規定により日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- 5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で競馬法施行規則別表第1に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる早々なり夕がある者
- 6) 日本中央競馬会の役員及び職員
- 7) 日本中央競馬会法第18条の2第1項に規定する審査会の委員
- 8) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- 9) 第10条第3号[禁錮以上の刑(公営競技に関する法律では罰金以上の刑)に処せられた者]又は第11条第2号から第4号[不正手段による馬主登録取得、馬主登録証の不正使用、名義貸し]までの規定のいずれかに該当することにより、登録を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
- 10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると思われる者
- 11) 第6条第4項[競馬会からの証明書等の提出又は出頭依頼]の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- 12) 前各号に定める者のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 13) 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)のうちに前各号(第10号を除く)のいずれかに該当する者のあるもの
- 14) 組合で第6条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの
- 15) 組合でその組合員のうちに法人又は第1号から第12号まで(第10号を除く)のいずれかに該当する者のあるもの

■地方競馬全国協会

競馬法施行規定規則第1条の9及び当協会業務方法書第5条により、下記のいずれかに該当する者は馬主登録を受けられませんのでご留意願います。

1. 個人及び法人馬主

- 1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- 2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- 4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- 5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で競馬法施行規則別表第1に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6) 地方競馬に関係する地方公共団体の職員
- 7) 地方競馬に関係する調教師等のきゅう舎関係者
- 8) 「(2)若しくは(3)に該当したこと」、「不正な手段で登録を受けたこと」、「馬主登録証等の偽造等を行ったこと」、「自己の所有しない馬につき自己の名義で馬の登録をし、若しくは出走させたこと」により登録を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
- 9) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
(注)原則として、年間の所得金額が500万円に満たない者は、本号に該当する者として取り扱います。
- 10) 1～9のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 11) 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち、1～8、10のいずれかに該当する者のあるもの

2. 組合馬主

個人及び法人馬主の要件、1)～8)、10)は同様

- 9) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
(注)原則として、年間の所得金額が300万円に満たない者は、本号に該当する者として取り扱います。
- 11) 組合で、当協会が別に指定する事項を定めた組合契約を締結していないもの
- 12) 組合で組合員のうちに法人に該当する者のあるもの